

【日南市】

Ⅰ人Ⅰ台端末の利活用に係る計画

1. Ⅰ人Ⅰ台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月)や次期学習指導要領の改訂に向けた動向等をふまえると、これからの学校教育におけるICT環境の位置づけは、ますます重要になっている。

令和5年6月に示された、国の「第4期教育振興基本計画」や「宮崎県教育振興基本計画(令和5年)」の考え方を参考に、「日南市重点戦略プラン」の内容との関連を図りながら、令和7年度から令和11年度の五カ年に向けた「日南市教育振興基本計画」を策定した。

「日南市教育振興基本計画」にある19の施策の一つとして「教育の情報化の促進」を掲げ、「ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成」「教職員のICT活用能力と指導力の育成」「ICTを活用するための環境整備」に取り組むこととしている。

これからの学校教育においては、一人一台端末を学習ツールとして使いこなすICTスキルやリテラシーの育成を図るととともに、正しく使うことができる、情報モラルやルール、マナーについての知識や技能を身に付けさせることにも力を入れていく。

2. GIGA第1期の総括

令和3年度から一人一台端末の運用開始にあたっては、令和2年度末に市内に在籍する全ての教職員へロイロノートアプリの研修を行い、令和3年度4月には、全ての転入職員に対して同じ内容の研修を実施することで、円滑な導入を図った。

その後も、ロイロノートアプリを軸にして、校内の学習指導を中心にした活用促進を図りつつ、校務においても宮崎県統合型校務支援システム共同調達・運用協議会へ参加し、校務支援システムC4+hを導入したことで、学習系と校務系の二面において、教育の情報化を促進する体制を整えた。

体制を整え、取組を焦点化したことで、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の「教員のICT活用指導力の状況」では、A～D項目に対して「できる」「ややできる」と回答した割合の平均値が下表のとおり、順調に伸びている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
平均値	82.4 %	87.4 %	91.4 %

一方で、学習支援アプリと校務支援システム以外のドリル教材や保護者連絡などについては、各学校の判断に委ねていたため、学校間で導入や活用に差が見られた。

また、ドリル教材等を一斉導入していなかったため、端末を持ち帰っての活用も活発に行われていなかった。

さらに、ＣＢＴの活用や、生成ＡＩへの対応、プログラミング学習、個人情報や著作権等への理解促進及び保護など、今後、適切な対応を必要とするため、本市の方針を決定したり、対応を統一したりして整理すべき課題も多く残っている。

3. １人１台端末の利活用方策

一人一台端末の利活用においては、前提として、これまでの整備並びに今後の更新を経て、児童生徒向けの１人１台端末環境を引き続き維持しながら、取り扱うデータ量の増加に見合ったネットワークに適時アップデートすることで、利活用の促進を図る。

(1) １人１台端末の積極的活用

「２．ＧＩＧＡ第Ⅰ期の総括」で述べたとおり、本市の学習系においては、学習支援アプリを中心として、まずは校内の授業における活用促進を図ってきた半面、家庭学習等において持ち帰って活用する取組が十分ではなかった。

そこで、令和５年度から令和６年度にかけて「児童生徒学習用端末に対する使用及び管理の規程」を整理、再編し、保護者向けの機器取扱いや個人情報の取扱いに関する「同意書」や「鑑」の文例を示すことで、学校における持ち帰りを促進できるような支援を行っている。

今後は、各種会議や研修の場で、積極的に持ち帰りをを行うことを繰り返し伝達する。

(2) 個別最適・協働的な学びの充実

「２．ＧＩＧＡ第Ⅰ期の総括」で述べた課題に対して、令和６年度１０月に市内全小中学校へ向けて、共通のＡＩ型を含むデジタルドリルアプリを導入し、令和７年３月末まで、活用方法や活用場面を広げ、紙媒体教材の取捨選択を検討するなど、一人一台端末のさらなる利活用に向けた試行を行っており、令和７年度から、デジタルドリル教材の活用が促進される「個別最適な学び」への対応を充実させる見通しである。

一方、協働的な学びについては、これまで学習支援アプリを中心に取組を焦点化してきたことで、一人一台端末を用いた「協働的な学び」の技能については、十分に普及、定着が見られている。今後は、授業の中で「協働的な学び」の場が効果的に設定されているかといった、授業改善の視点で、学校訪問等や教育研究所などの事業を活用しながら学校へ働きかけていく。

(3) 学びの保障

上述のとおり、これまで、全校一斉による持ち帰りについては、十分な働きかけを行うことができなかったが、個別の面談や授業の視聴については、積極的に遠隔通信等の方法をとることとして学校に働きかけ、児童生徒の状況を確認したり、保護者と協議したりすることができている。

今後は、ＣＢＴの活用による学習の定着を把握や、デジタルドリル教材による進捗確認等をふまえた出席としての取扱い等について条件や基準を整理、再編することで、

一人一台端末を活用して、より一層の「学びの保障」を進める。

また、家庭への持ち帰りと同じ条件で教育支援センターへの持ち出しも許可しており、W i - F i による無線通信ネットワークも整備済みであることから、学校の協力を得ながら教育支援センターでの活用も今まで以上に促進する。

4. 今後の計画

これらの現状等を鑑み、今後は以下の項目について重点的に1人1台端末の利活用を推進するため、具体的な取組を設定する。（全項目とも令和6年度から取組を推進する。）

○ 学校情報化担当者会の開催

新規に年2回の担当者会を開催し、本市における学校教育の情報化に関する課題について、主として以下の内容の情報共有や意見交換を行う。

【第1回】 本市のネットワーク構成や使用できるアプリ 等

【第2回】 年度更新、機器の取扱い、個人情報や肖像権の同意書取得 等

○ 教員への情報提供

国や県の主催するリモートやハイブリッド研修の情報提供以外に、本市が契約しているアプリ提供各社が主催する研修等についても、適時案内を行う。

○ 全ての児童生徒の学びの保障

生徒指導や特別支援教育の視点から、デジタルの利点を生かした活用方法について、個別の相談対応や、有効なアプリやシステムの紹介などを、積極的に行う。